

新制度の施行準備に関する地方自治体と国における今後の作業等について

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

以下のスケジュール等や作業内容は、あくまで現時点での想定であり、今後の検討状況により、変更や追加がありえる。

事項	自治体における当面の作業等	国の主な作業日程
<p>○ 事業計画</p>	<p>【市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ】</p> <p><25年4月～6月></p> <p>① 現行の次世代行動計画等に基づく取組状況の把握、評価。</p> <p>② 子ども・子育て会議で示される基本指針案を参照しつつ、区域設定その他事業計画の構成等を検討。</p> <p>③ 子ども・子育て会議で示されるニーズ調査票案を参照しつつ、ニーズ調査の実施方法を検討。</p> <p>※ 適宜、地方版子ども・子育て会議や関係当事者の意見を聴き、市町村・都道府県間の連携を図る。</p> <p><25年7月～12月></p> <p>④ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の状況把握、今後の方向性の検討。（幼稚園の預かり保育、認可外保育施設の利用状況調査を含む。）</p> <p>⑤ ニーズ調査の実施→結果取りまとめ</p> <p><26年1月～3月></p> <p>⑥ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を検討、都道府県に報告。</p> <p>※ 適宜市町村・都道府県間で調整。</p>	<p><25年4月～></p> <p>○ 子ども・子育て会議で国が定める基本指針について検討</p> <p>（会議では骨子やニーズ調査票案について、論点等を提示して議論。会議の検討状況は逐次自治体に情報提供（資料や議事録は公開）。）</p> <p>○ 幼稚園の預かり保育の利用状況調査について通知を发出（5月17日）</p> <p><25年8月></p> <p>○ 基本指針の概ねの案文、ニーズ調査票のイメージを提示。</p> <p><25年中目途></p> <p>量の見込みの集計の手引きを提示。</p> <p>○ 支給認定基準（下限時間等）</p> <p><25年度末目途></p> <p>認可・運営基準</p> <p>支給認定基準</p> <p>地域子ども・子育て支援事業（市町村事業）の基準</p>

	<p><26年4月～9月></p> <p>⑦ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「確保方策」等を 検討、都道府県に報告。</p> <p>※ 適宜市町村・都道府県間で調整。 ※ 「量の見込み」、「確保方策」は26年9月末までに中間的とりまとめ</p> <p>四半期ごと等の都道府県が定める一定の期間ごとに、市町村 計画の作成の進捗状況等を都道府県に報告。</p> <p>(想定される時期の例)</p> <p>～25年末 ニーズ調査の結果報告(単純集計の報告) ～25年度末 計画に定める「量の見込み」の報告 ～26年度第1四半期 (既存施設の移行希望調査等も踏まえ、確保方策について随時情報交換) ～26年度第2四半期 計画に定める「確保方策」の報告</p> <p><26年10月～></p> <p>⑧ 「量の見込み」「確保方策」に基づき、認可・確認等の事前準備。</p> <p>⑨ パブコメ等の必要とされる手続。都道府県との調整。</p> <p><27年3月></p> <p>⑩ 確定 →都道府県は内閣総理大臣に、市町村は都道府県に提出。</p>	<p><26年度はじめ></p> <p>公定価格の骨格の提示 (施設の意向調査)</p>
--	--	--

○ 子ども・子育て会議

<25 年度以降>

地方版の子ども・子育て会議の設置努力。
 (会議を設置する場合には条例の制定等を実施)
 →できるだけ早期に設置。(ニーズ調査の内容についても、地方版子ども・子育て会議で調査審議することが望ましい。)

設置している場合には事業計画の策定に当たって意見を聴かなければならないため、26 年夏頃に計画を策定できるよう適宜開催。

(参考) 設置状況について(7 月 1 日時点)

	設置済あり	今後対応予定	全種対応がない	方針未定	合計
合計	619 箇所	611 箇所	11 箇所	248 箇所	1789 箇所
都道府県	24 箇所	22 箇所	0 箇所	1 箇所	47 箇所
庁舎内等	605 箇所	589 箇所	11 箇所	247 箇所	1742 箇所
子ども保健所	20 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	20 箇所
子どもセンター	24 箇所	22 箇所	0 箇所	0 箇所	46 箇所

<25 年 4 月>

子ども・子育て会議を設置し、検討を開始。

子ども・子育て会議


- ①4 月 26 日、②5 月 31 日
 - ③6 月 21 日、④7 月 5 日
 - ⑤7 月 26 日、⑥9 月 13 日開催予定
- 子ども・子育て会議基準検討部会
- ①5 月 8 日、②6 月 28 日
 - ③7 月 25 日、④8 月 29 日開催予定
 - ⑤9 月 20 日開催予定

地方版の子ども・子育て会議の設置状況について調査を実施。(7 月 26 日公表)

<p>○ 認可基準 (幼保連携型認定こども園)</p>	<p>【都道府県等】 <25 年度以降> 子ども・子育て会議で示される幼保連携型認定こども園に関する資料等を参照しつつ、自治体において基準に関する条例の検討。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><26 年9月まで> 27 年度当初に整備されているべき幼保連携型認定こども園について認可を行うことが出来るよう、可能な限り6月議会において基準に関する条例を策定し、事業者等に周知。</p>	<p><25 年 4 月以降> 経営実態調査の結果を踏まえ、子ども・子育て会議等で議論。 (会議では、「現行の幼保連携型認定こども園の基準を基礎とする」との方針に沿って、論点等を提示して議論。会議の検討状況は逐次自治体に情報提供(資料や議事録は公開)。 * 第 1 回基準検討部会で議論を開始 * 第 2 回基準検討部会で基本的な考え方を提示 * 第 3 回基準検討部会で基本的な考え方に加えて現行の基準適合状況(設備関係)を提示</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><25 年度末用途> 政省令を作成。</p>
---------------------------------	--	--

<p>○ 認可基準 (地域型保育事業)</p>	<p>【市町村】 <25 年度以降> 子ども・子育て会議で示される地域型保育事業に関する資料等を参照しつつ、自治体において基準に関する条例の検討。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><26 年 9 月まで> 27 年度当初に整備されているべき地域型保育事業について認可を行うことが出来るよう、可能な限り 6 月議会において基準に関する条例を策定し、事業者等に周知。</p>	<p><25 年 4 月以降> 各事業の実態調査を実施。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>実態調査の結果等を踏まえながら、子ども・子育て会議等で議論。 [会議では、論点等を提示して議論。] 会議の検討状況は逐次自治体に情報提供(資料や議事録は公開)。</p> <p>* 第 1 回基準検討部会で議論を開始 * 第 2 回基準検討部会で小規模保育事業について先行して議論 各事業の実態調査を実施</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><25 年度末用途> 政省令を作成。</p>
<p>○ 運営基準 (確認制度)</p>	<p>【市町村】 <25 年度以降> 子ども・子育て会議で示される教育・保育施設等の運営基準に関する資料等を参照しつつ、自治体において基準に関する条例の検討。</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<p><25 年 4 月以降> 定員設定のあり方、運営に関する基準等について、子ども・子育て会議等で議論。 [会議では、論点等を提示して議論。] 会議の検討状況は逐次自治体に情報提供(資料や議事録は公開)。</p> <p>* 第 2 回子ども・子育て会議で議論を開始</p> <p style="text-align: center;">↓</p>

	<p><26 年 9 月まで></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画の策定・調整の過程において、施設・事業者の確認員見込みの中間とりまとめ。 ・ 27 年度当初に整備されているべき認定こども園等や地域型保育事業について、確認手続を行うことが出来るよう、可能な限り 6 月議会において運営基準に関する条例を策定し、事業者等に周知。 	<p><25 年度末目途></p> <p>政省令を作成。</p>
<p>支給認定（保育の必要性の認定）</p>	<p>【市町村】</p> <p><25 年度以降></p> <p>子ども・子育て会議で示される保育の必要性の認定等に関する資料等を参照しつつ、自治体において認定等に関する条例等の検討。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><26 年 9 月まで></p> <p>26 年度下半期以降、認定事務を行うことが出来るよう、6 月議会において支給認定基準に関する条例等を策定。</p>	<p><25 年 4 月以降></p> <p>子ども・子育て会議等で認定の事由等について議論。</p> <p>（会議では、論点等を提示して議論。会議の検討状況は逐次自治体に情報提供（資料や議事録は公開）。）</p> <p>*第 2 回子ども・子育て会議で議論を開始</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><25 年度末目途></p> <p>政省令を作成。</p>
<p>○ 地域子ども・子育て支援事業</p>	<p>【市町村】</p> <p><25 年度以降></p> <p>① 子ども・子育て会議等で示される資料等を参照しつつ、地域の実情に応じた事業内容の検討、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の基準等の条例の検討。</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<p><25 年 4 月～></p> <p>○ 子ども・子育て会議、社会保障審議会児童部会を中心に検討。</p> <p>（○ 質の改善を含む交付金の交付の方法等については、子ども・子育て会議を中心に議論。）</p>

	 <p><26年4月~9月> ② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の基準等の条例を策定。</p> <p><26年4月~> ③ 13事業のうち保育緊急確保事業の対象事業について、同事業として事業実施。</p> <p><26年10月~> ④ 27年度からの利用者の利用手続き、事業所からの届出受理等、事業実施準備。</p>	<p>○ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の基準等については、社会保障審議会児童部会（放課後児童クラブの基準に関する専門委員会）を中心に議論。 ※放課後児童クラブの基準に関する専門委員会は、年内を目途に取りまとめ予定</p> <p>○ 会議の検討状況は逐次自治体に情報提供（会議の資料や議事録は公開）。 ※「実費徴収に係る補足給付」については、経営実態調査の集計・分析を踏まえて議論。</p> <p><25年度末までに> ○ 事業の基準を定める省令・告示制定。</p> <p><26年1月~3月> ○ 13事業のうち保育緊急確保事業の対象事業について、同事業としての実施要綱・交付要綱等の検討。</p> <p><27年1月~3月> ○ 実施要綱・交付要綱等の検討・案の提示</p>
--	---	---

<p>○ 費用・利用者負担</p>	<p>【市町村】</p> <p><25 年度以降> 子ども・子育て会議で示される公定価格に関する資料等を参照しつつ、自治体において必要な条例等の検討。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><26 年 4 月以降> 費用・利用者負担の検討。 利用者負担の区分内容・枠組みの概要について、周知等を開始。</p> <p><26 年度終盤> 27 年度予算で、国の定める公定価格等を踏まえ、費用・利用者負担等の確定（条例制定等）</p>	<p><25 年 4 月以降> 経営実態調査の結果等を踏まえ、子ども・子育て会議等で議論。 〔会議では、論点等を提示して議論。会議の検討状況は逐次自治体に情報提供（資料や議事録は公開）。〕 * 第 1 回基準検討部会で概要等提示</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><26 年度早期> 骨格を提示する予定（施設の意向調査）。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><26 年度後半> 27 年度政府予算案決定、国会での予算案審議を経て、公定価格を確定。</p>
<p>○ 幼保連携型認定こども園 保育要領（仮称）</p>		<p><25 年 5 月> 社会保障審議会（児童部会）の下に、認定こども園保育専門委員会を設置。</p> <p><25 年 6 月> 中央教育審議会（初等中等教育分科会教育課程部会）の下に、認定こども園教育専門部会を設置。</p> <p>幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）について合同で審議を行う。</p>

	<p><26 年度中（国の解説書が作成された後）> 関係者への周知・説明等を行う</p>	<p>幼保連携型認定こども園保育要 領（仮称）の策定に関する合同の 検討会議 ①6月21日、②7月26日</p> <p><25 年度中> ・合同検討会議において報告のとり まとめを行う。 ・告示として取りまとめ予定</p> <p>↓</p> <p><26 年度中> 解説書を作成</p>
<p>○ 保育緊急確保事業</p>	<p>実施団体は、平成 26 年度予算を確保し、市町村保育計 画に事業を定めた上で、平成 26 年度事業として実施。</p>	<p>←</p> <p>26 年度予算編成過程で内容等 について調整。</p> <p><25 年秋頃> 事業項目等を提示予定</p> <p><25 年度中> 関係内閣府令の公布、要綱案の提示</p>

○ 制度管理システム

【支給認定・確認関係のシステム】

(1) パッケージソフトを導入する場合

25 年 4 月～ 業者等との相談、システム化範囲の検討、
調達仕様書の検討

25 年 10 月～ 業者選定

26 年 1 月～ 導入、テスト運用

26 年 10 月～ 運用開始

(2) 独自システムを構築する場合

25 年 4 月～ 業者等との相談、システム化範囲の検討、
仕様書検討、業者選定

25 年 7 月～ 設計

26 年 1 月～ 構築、テスト運用

26 年 10 月～ 運用開始

【請求審査・支払関係のシステム】

(1) パッケージソフトを導入する場合

～26 年 4 月 システム化範囲の検討、調達仕様書の検討、
業者選定(※)

26 年 7 月～ 導入、テスト運用

27 年 4 月～ システムの運用開始

(※) 別途調達する場合でも、26 年 4 月までに業者選定を行う
ことが必要

<25 年 4 月>

自治体におけるシステム化範囲等の検討のため、システムで管理する情報及びそれに係る項目について、たたき台を提示。(4 月 19 日)

以降、システム設計に必要となる事項の検討を行い、順次提示。



<25 年 10 月頃>

内閣府において市町村のシステムで管理する情報を出力し、国の構築するシステムへ入力する際の統一的な出力規格(以下「インターフェース仕様」という。)を検討し、支給認定状況管理、特定教育・保育施設等情報管理に関するインターフェース仕様を提示予定。

<25 年秋頃>

保育の必要性の認定、確認制度のシステムに関わる部分を提示予定



<26 年 4 月頃>

	<p>(2) 独自システムを構築する場合 ~26 年 4 月 システム化範囲の検討、仕様書の検討、業者選定、設計(※) 26 年 7 月~ 構築、テスト運用 27 年 4 月~ 運用開始 (※) 別途調達する場合でも、25 年 10 月までに検討を開始し、年明け早々には、業者選定を行うことが必要</p>	<p>公定価格・利用者負担の骨格案を提示予定。 交付金管理、認可・業務管理体制管理に関するインターフェース仕様を提示予定。</p>
<p>○ 自治体における実施体制</p>	<p>施行に向けた準備作業のための体制整備 <26 年 9 月まで> 【都道府県等】 幼保連携型認定こども園に関する合議体の設置(条例設置) 【都道府県・市町村】 幼保連携型認定こども園に関する教育委員会の意見を聴取すべき事項の規則制定 【都道府県・市町村】 <27 年度まで> 給付、国の窓口一元化に対応できる体制の構築準備(27 年度から給付の支出等は内閣府へ一元化)</p>	<p><平成 24 年 9 月> 内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室(文部科学省、厚生労働省職員に内閣府併任発令) <平成 27 年 4 月> 内閣府に子ども・子育て本部を設置</p>

<p>○ 新制度に関する広報・周知</p>	<p><25 年度中> 制度一般についての周知、広報。 (例) ・各自治体における広報誌などを通じての住民への周知。 ・ニーズ調査時に、新制度のリーフレットを同封する等、同調査の機会を活用した住民への周知。 ※リーフレット(教えて!子ども・子育て支援新制度)は内閣府 HP からダウンロードできます。 http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/pdf/leaflet.pdf ・幼稚園、保育所、認定こども園等の関係者への説明会等。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><26 年度中> 利用手続き等、詳細の周知、広報。</p>	<p><25 年度中> 以下を実施予定。 ・フォーラム等の開催。 関係者向け…7月19日(大阪市) ※開催済み 一般向け…9月23日(札幌市) 11月17日(福岡市) 3月2日(横浜市) ・25年11月～26年2月 子育て当事者を対象とした草の根的勉強会の開催(全国20か所程度) ・育児雑誌への広告の掲載 ・26年3月～4月 パンフレット作成、配布。 ・施行準備の進捗状況に応じて自治体向けの説明会を実施。</p>
-----------------------	--	---

<p>○ その他</p>	<p><26 年度以降> 既存の施設に対して、新制度への移行の意思などを調査・確認。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">事業計画、認可事務等に反映</p> <p>【市町村】 <26 年度以降></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて、子ども・子育て支援法第 87 条各項に基づく過料を科する規定を設けるための条例を制定 ・ 必要に応じて、公私連携幼保連携型認定こども園・公私連携型保育所（保育所型認定こども園）の設置法人への設備の無償・安価な貸付・譲渡（議会で議決） 	<p><26 年度早期> 子ども・子育て会議等で認可基準・公定価格についての議論を行い、認可基準は 25 年度中、公定価格の骨格を 26 年度早期に提示予定。</p>
--------------	--	--

（参考）

【子ども・子育て会議関係資料】…子ども・子育て支援新制度（子ども・子育て会議）

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/index.html

【放課後児童クラブの基準に関する専門委員会関係資料】…社会保障審議会児童部会 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000008f07.html#shingi126710>

【幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）関係資料】…幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定に関する合同の検討会議

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/048/index.htm

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000008f07.html#shingi126718>

【自治体向け説明会関係資料】…子ども・子育て支援新制度（自治体向け説明会等）

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/event.html>